



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	場面形成上の聞き手待遇における「聞き手」の捉え方
Author(s)	呉, 泰均
Citation	研究論集, 12, 209(左)-220(左)
Issue Date	2012-12-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51968
Type	departmental bulletin paper
File Information	011_OH.pdf



場面形成上の聞き手待遇における 「聞き手」の捉え方

呉 泰 均¹

要 旨

聞き手待遇表現の選択に影響を与える「聞き手」の概念を考えるにあたって、聞き手待遇に影響を及ぼす領域はどこまでで、また、その境界線引きの基準は何であるのかという点は、検討を要する重要な問題である。本稿は、Bell (1984) と Clark (1996) による「聞き手」の分類を再検討し、その分類基準を設ける判断の根拠を明確に示したあと、聞き手待遇に影響を及ぼす「聞き手」の捉え方について考察したものである。まず、「聞き手」は話しかけられていないかどうかで、大きく「顕在的聞き手」と「潜在的聞き手」とに分けられる。ここでいう「話しかけられている」とは、話者交替 (Turn-Taking) によって話し手になれることが許されていることを意味する。また、話し手と直接ことばを交わしていないものの、なんらかの形で会話の場面とかかわる会話参加者、つまり、潜在的聞き手は、ある条件に満たしているかどうかで、さらに細かく分類される。ここで、潜在的聞き手を分ける際のカギとなるのが、「発話を受けとることが求められているかどうか」という基準である。これは、Bell との Clark が言う「聞くことを認められる (Ratified)」という判断基準と相通じるものがある。しかし、この“Ratified”に関して、「聞くことを認める」ということが何を意味するのか考える必要がある。“Ratified”は、話し相手に何らかの情報を与えたり、ある種の行為を命令したり、依頼したりするなどの言語行為という観点からすると、非常に重要な意味を持つ。つまり、ここでいう「聞くことを認める」とは、話し手がことばを発することで生じる発話内力が形成される相手のことであると捉えることができる。このように、“Ratified”の判断基準に基づいて、潜在的聞き手を「発話を受けとることが求められる人」と「発話を受けとることが求められない人」とに大きく2つに分けられる。ちなみに、前者に関しては、話し手と発話内力を形成される参加者として関わるのが許されることになり、さらに、話しかけ

¹ OH, Tae-Kyoon 北海道大学大学院 博士後期課程 taekyoon@let.hokudai.ac.jp

られることで顕在的聞き手になれる、要するに、話者交代によって話し手にもなれるという可能性を付与されることになる。また、「発話を受けとることがもとめられない人」に関しては、「話し手の発話を聞くことに意図・目的があるかどうか」で、「偶然聞く人」と「盗み聞く人」とに分けられる。この分類においては、「偶然聞く人」までが話し手の視点からみた聞き手の境界線で、聞き手に存在していることが気付かれていない「盗み聞く人」は、俯瞰的視点からみた存在である捉えられる点が特徴的であるといえる。以上の聞き手の分類から、日本語における待遇レベルのシフトに影響を及ぼす境界は、同じ話題を共有することが許されている「発話を受けとることが求められる人」までであると考えられる。こうした境界と“Ratified”の境界線引きが一致していることから、“Ratified”の判定基準である「話し手と発話内力を形成する参加者として、会話の発展に関わることが許されているかどうか」が「聞き手」の概念を捉える際の肝心のポイントになるといえるだろう。

1. はじめに

呉他 (2011) では、ある発話状況において、待遇表現形式に伴って生み出される発話効果を、その発話の場面に持たせることを**場面形成**と名付け、その言語的発話効果の向かう先が特定の聞き手ではなく、その場면을構成している不特定多数あるいは二次的聞き手に拡散することを**場面形成上の聞き手待遇**と定義している。また、発話の場面に存在する話し手と直接会話のやり取りを行う聞き手のことを**顕在的聞き手**と呼び、その場면을構成して間接的にかかわる不特定多数あるいは二次的聞き手のことを**潜在的聞き手**と呼んでいる。さらに、両者の大きな違いにおいては、前者は話し手の発話を受け取るべき存在であること、後者は話し手からの発話を受け取るべき存在ではないものの、その発話を聞くことができると同時に意識しないこともできると捉えている。しかし、これは、極めて単純な定義であり、両者の区分における明確な根拠が示されていないため、聞き手の分類をより細かく行い、その分類基準を設ける必要がある。こうした「聞き手」という概念の明確な検討は、会話の場면을構成する会話参加者が聞き手待遇表現の選択に与える影響を明らかにする上で、極めて有効であると考えられる。そこで、本稿では、先行研究における「聞き手」の分類を再検討したあと、場面形成上の聞き手待遇における「聞き手」という概念の捉え方について考察し、聞き手待遇に影響を与える境界について検討を行う。

2. 先行研究における「聞き手」という概念の再検討

聞き手待遇における「聞き手」という概念を考えるに際して、Bell (1984) の「Audience design」と Clark (1996) の「participants」による「聞き手」の分類を再検討しておく。

2.1. Bell (1984) と Clark (1996) による聞き手の分類

まず, Bell (1984: 159-160) は, 「聞き手」の概念に関して, ① (話し手からして) 聞き手の存在が知られているかどうか, ② (聞き手として) 認められているかどうか, ③ (話し手から) 話しかけられているかどうか, といった話し手の判断によって聞き手のタイプを4つに分類することができるかと捉えている。

表1. Bell (1984) による「*Hierarchy of attributes and audience roles*」, p.160

	Known	Ratified	Addressed
Addressee	+	+	+
Auditor	+	+	—
Overhearer	+	—	—
Eavesdropper	—	—	—

上記の表1は, Bell による聞き手の分類である。話し手の判断に伴う聞き手の位置づけ, すなわち, 話し手による① known, ② ratified, ③ addressed といった3つの基準によって, 聞き手が Addressee, Auditor, Overhearer, Eavesdropper の4つのタイプに細分化されている。まず, Addressee は, 会話の場面において存在していることが知られており, 話し手の話を聞くことが認められ, 話しかけられている人のことである。Auditor は, 会話の場面において存在していることが知られており, 話し手の話を聞くことは認められているものの, 話しかけられていない人のことである。また, Overhearer は, 会話の場面において存在していることは知られているものの, 話し手の話を聞くことを認められておらず, 話しもかけられていない人のことである。Eavesdropper は, 話し手の話を聞くことを認められておらず, 話しかけられておらず, さらに会話の場面においての存在も知られていない人のことである。

また, Clark (1996: 14-15) の「聞き手」の概念に関しは, 実際会話に参加するかしないかという観点から大きく participants と non-participants に分けられる。まず, participants においては, 実際会話を行っている speaker と addressee, また, 現在は (speaker に) 話しかけられていないものの, addressee と同様に会話に参加することができる side participant に分けられる²。さらに, participants 以外のすべての聞き手は overhearers であり, non-participants に分類される。図1は, 会話参加者の関係を図式化したものである。

図1を見てみると, overhearers は, さらに2つのタイプで会話の場面に登場することがわかるであろう。その1つは, 会話の場に公然と姿を表しているものの, 実際には会話に参加しない bystander である。もう1つは, 話し手からしてその存在が確認されていない eavesdropper である。この2つのタイプもまた, 「聞き手」を下位分類するに当たって看過してはならない重要

² These are the people he considers “ratified participants” (Goffman, 1976).

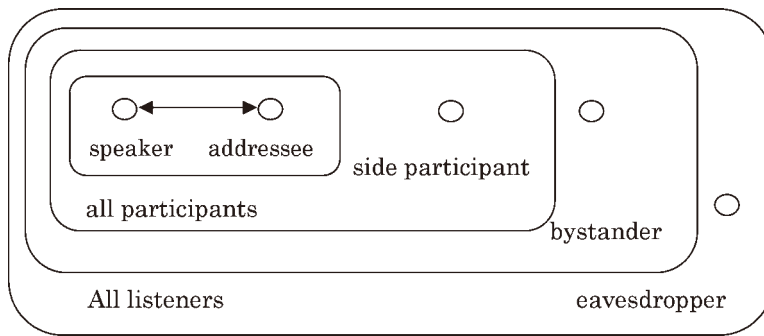


図1. Clark (1996) による会話参加者の関係図, p.14

なる要素であるということは言うまでもない。

以上の先行研究による「聞き手」の分類を踏まえて、場面形成上の聞き手待遇を取り上げる上で、「聞き手」というものをどのように捉えればよいのか、また、それが聞き手待遇表現の選択にいかにして関係するかを見ていきたい。以下では、筆者の私見を加えて本研究における「聞き手」という概念の見方について述べていく。

2.2. 従来の聞き手の分類について検討すべき問題

Bell (1984) と Clark (1996) による「聞き手」の分類において、両者には共通する大きな特徴がある。それは、前者の「Audience design」における「Overhearer」と後者の「participants」における「bystander」の分類基準、すなわち、「会話の場に姿を表してはいるものの、聞き手としては認められていない」という点である。つまり、「聞き手」の分類において、両者とも話し手によって聞き手と認められるか認められないかという「Ratified」が重要な基準となっていると見ることができる。

以上のことから1つの疑問が生じる。それは、Bell における「Ratified」の「話し手の話を聞くこと」とは何を指すのか、さらに何をもって「聞き手として認めるかどうか」を判断するのかという問題である。つまり、ここで注意を喚起しておきたいのは、この「Ratified」において、話し手が相手を聞き手として認める判断基準は何であるのかという点である。無論、相手を聞き手として認めるか認めないかという決定権がすべて話し手の判断にあるとはいえ、そのような判断を下す要因がどこにあるのかを追究し、単純な分類にとどまらないよう留意すべきであると考える。

また、これに関連して、Bell と Clark による「聞き手」の分類において、看過できない重要な問題点が挙げられる。それは、聞き手の分類を行う際の判断基準が明確に示されていない点である。Bell の「Audience design」では、聞き手のタイプを分ける基準として、① known, ② ratified, ③ addressed といった弁別的素性を設けている。しかし、このような（聞き手の分類に

おける）素性が導き出された根拠が明確に示されていないため、「知られている」「認められている」「話しかけられている」といったものが言語行為（speech act）の観点で、どのような意味を付与するのかという疑問が残る。それと同様に、Clark の「participants」の聞き手の分類においても、その基準を設ける際の根拠については詳しく言及されておらず、単純な記述にとどまっている。

こうした先行研究の問題点を補うため、次節では、「聞き手」の分類を行うにあたって、分類基準を設ける判断の根拠を明確に示しつつ、本研究における「聞き手」の概念について詳しく考察していく。

3. 本研究における「聞き手」概念の見方

前でも述べたように、呉他（2011）では、「聞き手」の概念に関して、話し手と直接会話のやり取りを行う顕在的聞き手とその場面を構成して間接的にかかわる潜在的聞き手と2つに分け、極めて単純な定義や分類にとどまっている。ここでは、2. 節で触れた Bell (1984) と Clark (1996) による「聞き手」の分類を参考に、本研究における「聞き手」という概念について検討する。

3.1. 「Ratified」が意味するものはなにか

前節で触れたように、Bell と Clark の聞き手の分類で共通する大きな特徴は、話し手によって聞き手と認められているか否かという“Ratified”が重要な基準となっている点であった。ここで、「聞くことを認められる」という判断を下す根拠は何であるのか、また、それが言語学的観点からしてどのような意味を持つのかについて考える必要がある。

前述のように、呉他（2011）では「聞き手」の定義にあたって、「聞き手」を顕在的聞き手と潜在的聞き手とに分け、さらに両者の大きな違いについては、話し手の発話を受け取るべき存在であるかどうかにあると捉えた。つまり、両者とも会話の場面において存在していることは知られているものの、話し手の発話を受け取るべき存在として認められているか否かによって、聞き手としての顕在性の拡大・縮小が決まるわけである。これに関しては、Bell と Clark が言う「聞くことを認められる」という判断の根拠と相通じるものがあると考えられる。

それでは、この「話し手の発話を受け取るべき存在」とは、言語学的観点からみると何を意味しているのだろうか。これは、話し相手に何らかの情報を与えたり、ある種の行為を命令したり、依頼したりするなどの言語行為（speech act）という観点から考えてみると、非常に重要な意味を持つ。要するに、ここでの発話を受け取るべき存在とは、話し手がことばを発することで生じる発話内力（illocutionary force）が形成される相手のことであると捉えることができる。次の例を見てみよう。

(1) 北大体育館で X と Y チームのバスケットボールの試合が行われている。試合の途中、X チームの監督 A がタイムアウトを要求し、選手全員をベンチに集めて作戦指示を与えている。A は、今日に限って動きが鈍いチームのリーダー B に対して、もう少し真剣に試合に臨むことを要求した。そして、B 以外の X チームの他の選手達 B' も A の話を真剣に聞いている。ちょうどその時、たまたま X チームのベンチの近くの観客席に座っていた X チームのファン C が、ベンチから聞こえてくる作戦指示に不満を抱き、A に向かってやじを飛ばした。一方、Y チームのスタッフの D が X チームの情報を盗む目的で観客のふりをして、X チームのベンチの周りをうろろうしながら盗み聞きをしている。

では、(1)の例を Bell の「Audience design」を参考に考えてみよう。X チームの監督 A が Speaker になり、X チームのリーダー B が Addressee になる。つまり、B は、(A から)会話の場面にいると存在が知られており、話を聞くことを認められており、話しかけられているということになる。この場合、聞き手の分類における弁別的素性は、[+known], [+ratified], [+addressed] である。B 以外の X チーム選手 B' の素性は、[+known], [+ratified], [−addressed] であり、Auditor になる。また、X チームのファン C の素性は、[+known], [−ratified], [−addressed] であり、聞き手の区分としては Overhearer になる。さらに、A は、盗み聞きしている D の存在に全く気付いておらず、この場合の弁別的素性は、[−known], [−ratified], [−addressed] であり、Eavesdropper になる。

ここで、Addressee の B は、Speaker の呼びかけの対象として要求行為を直接受けており、発話内力 (illocutionary force) が形成される受け手であると捉えることができる。発話内力は、なんらかの発話媒介行為 (perlocutionary act) を受けられている人にしか発生しないわけであるため、前述のように、「話し手の発話を受け取るべき存在」というのは、つまり、発話内力が形成される相手のことであると言える。

これに関連して、「聞くことを認められる」というのは何を意味するのか、“Ratified”の判断基準について考えてみたい。ここで注目すべきことは、Auditor の存在である。上記の(1)の例の状況をみると、Auditor は、会話の場面にいると知られており、話を聞くことを認められているものの、話しはかけられていない存在である。また、Auditor は、話し手に直接話しかけられている Addressee と比べると、呼びかけの度合は弱いものの、同一話題を共有する領域の参加者であるため、話し手の呼びかけの対象になり得る。要するに、Auditor は Addressee、すなわち、呉他 (2011) でいう「顕在的聞き手」になれる会話参加者であるということである。さらに、Addressee になれるということは、話し手と発話内力 (illocutionary force) を形成する参加者として関与することが許されるということになる。ちなみに、Addressee は、話者交替 (Turn-Taking) によって Speaker になれる存在であるが、Addressee になり得る Auditor も同様なことが言えるであろう。以上のことを踏まえて、聞き手の分類における “Ratified” の判断基準をまとめる

と次のようになる。

(2) 聞き手の分類における“Ratified”の判断基準

話し手と発話内力 (illocutionary force) を形成する参加者として、会話の展開に関わる
ことが許されているかどうか。

一方、偶然近くで Speaker の話を聞いてしまった Overhearer においては、その発話を受け取ることは可能な存在ではあるものの、話し手の呼びかけの対象にはならず、発話内力が形成される存在ではない。それと同時に、話者交代することも認められていない存在であるため、“Ratified”の判断基準に適合していないということになる。

付言ながら、Bell の「Audience design」におけるモデルには、看過できない重要な特徴が見られる。それは、階層性が見える聞き手の区分のうち、Eavesdropper がどのように位置づけられるのかという問題である。Addressee, Auditor, Overhearer の 3 つに共通する特徴は、[+known]、すなわち、話し手の視点からみた存在であるという点である。しかし、Eavesdropper においては、話し手からすると[-known]、すなわち、話し手が Eavesdropper の存在に気づいていないということになるため、話し手の視点からみた存在ではない、俯瞰的視点による存在として位置づけられると捉えることができる。さらに、話し手にその存在が知られていない([-known]) ということは、同然、「ratified」と「addressed」ともに成立しなくなるということを意味する。このことから、「ratified」と「addressed」は、「known」の条件と連れだっているとして捉えることができる。

ちなみに、場面形成上の聞き手待遇において、こうした言語行為を行うに際して考慮すべきことは、聞き手をどのように遇するか、すなわち、話し手がその発話内容をどのように聞き手に表現し、伝達するかに関係する問題である。以上の考察から、話し手の発する発話を受けとることが求められる存在であるかどうかは、発話の発信者(話し手)が相手を発話の受信者(聞き手)として認識する上での重要な判断基準となり、なお、場面形成上の聞き手待遇に影響を与える重要な要素であるとみて差し支えないだろう。

3.2. 聞き手の分類とその判断基準

ここでは、前節の考察を受けて、「発話の伝達と受信」という点に着目し、上記の例(1)を参考にそれぞれのタイプに分けられる根拠——分類基準——を加えつつ、本研究における「聞き手」の分類を行う。

まず、話し手に話しかけられているかどうかで、大きく 2 つに分けることができる。ここで、「話しかけられている」ということは、先にも述べたように、話者交替 (Turn-Taking) によって話し手になれる存在であることを意味する。本研究では、発話の発信者である話し手話と直

接ことばを交わすことで、その存在が現れる発話の受信者のことを顕在的聞き手と呼ぶ（例(1)においては、話し手：A、顕在的聞き手：B）。これに対して、話し手と直接ことばを交わしてはいないものの、なんらかの形で会話の場面と関わる会話参加者のことを潜在的聞き手と呼ぶ（B', C, D）。また、この潜在的聞き手に関しては、ある条件を与えることによって、さらに細かく分けることができる。まず、先に述べた“Ratified”の判断基準との関連で、発話を受けとることが求められているか否かで2つに分けることができる。つまり、話し手と発話内力を形成することが許されている参加者（顕在的聞き手BとAの話を受けているB以外のXチームの選手B'）であるか、発話内力を形成することが許されていない存在（C, D）であるかで2分されるわけである（本論文では便宜上、話し手AをS、顕在的聞き手BをH₁、潜在的聞き手B'をH₂、CとDをH₃と呼ぶ）。さらに、話し手の発話を受けとることが求められていないH₃においては、話し手の発話を偶然聞く人（C）と盗み聞きする人（D）とに分けることができる（前者をH₃₋₁、後者をH₃₋₂と呼ぶ）。H₃₋₁とH₃₋₂とに分ける根拠においては、話し手の発話を聞くことになんらかの意図・目的があるかどうかにあると捉えられる。H₃₋₁においては、別の目的でその場に立ち止まっている人と偶然その場を通りすぎる人とが想定できる。以上のことを図に示すと次のようになる。

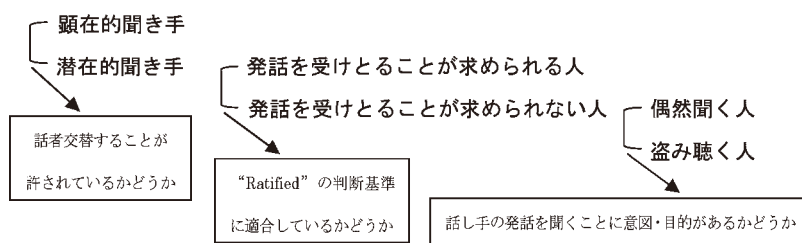


図2. 本研究における「聞き手」の分類とその判断基準

以上、本研究における聞き手の分類を行い、その分類基準が導き出される根拠を明確に示した。前節でも触れたように、話し手の視点からみた聞き手の境界線は、会話の場面に存在していることが知られているH₃₋₁（偶然聞く人）までであり、H₃₋₂（盗み聞きする人）の存在に気づいていないため、話し手の視点からみた存在ではない。つまり、図2の聞き手の分類は、H₃₋₁までが話し手の視点による分類であり、話し手の視点の外側にあるH₃₋₂は、俯瞰的視点による分類であると言えるだろう。

4. 聞き手における発話の呼びかけの集約性

上記の分類から考えると、「話し手⇄顕在的聞き手」という1対1の発話場面や、発話を受けとることが求められる聞き手が複数存在する中、(例(1)のような)発話内力が形成される存在(顕

在的聞き手) が1人である状況においては、顕在的聞き手と潜在的聞き手の捉え方が非常に単純で分かりやすい。しかし、ここで留意すべきことは、話し手の発話を受けとるべき聞き手が複数存在する場合、つまり、話し手による発話内力が形成される顕在的聞き手が複数存在する場合においては、どう捉えるべきであるかという点である。

上述の問題を検討するため、ある場面を設定してみよう。例えば、学校で先生が50人の学生を対象に授業を行っているとした場合、先生は50人の学生全体を発話の受け手として想定し発話を発信するわけである。このように、発話の発信者である話し手と直接ことばを交わしてはいないものの、発話場面を構成する全員が発話の受け手である場合、顕在的聞き手と見なすべきか、それとも潜在的聞き手と見なすべきか、という点に関しては検討を要する。この例のような場合、発話の発信者である先生からすると、50人の学生全員に対して発話の価値を同様に与えることになる。本研究では、こうした同様の目的を持って話し手の発話を受信する場面(例えば、授業、講演、演説、スポーツゲームの作戦指示など)において、話し手と直接ことばのやりとりは行っていないものの、聞き手としての顕在性を帯びる複数の発話の受け手のことを**準顕在的聞き手**と呼ぶことにする。仮に先生が1人の学生を当てて質問をしたとしよう。このような場合、先生に当てられた学生、つまり、顕在性を帯びるその1人の準顕在的聞き手は、話し手と直接話しかけられ、さらに、ことばのやり取りをすることで、その姿が現れ発話の受け手としての顕在性をはるかに拡大すると見ることができる。その一方で、残りの49人の学生は、発話の受け手としての顕在性が縮小すると同時に、潜在性が拡大すると捉えられる。このことから、顕在的聞き手と潜在的聞き手は、相互に連続的關係にあると捉えて差し支えないだろう。

さらに、ここで注目したいのは、話し手が聞き手に対して発話を呼びかける際の集約性(以下、**発話の呼びかけの集約性**と呼ぶ)の問題である。例えば、先生が「明日までに必ず課題出してください」という発話を呼びかけたとしよう。50人の学生に対して呼びかけた場合と、1人の学生に対して呼びかけた場合とで、発話の呼びかけの集約性はどう違うのだろうか。話し手と顕在的聞き手との1対1の発話、また、潜在的聞き手が存在する中での1人(顕在的聞き手)に向けられた発話は、直接話し手に呼びかけられて発話内力が形成されるわけであるため、発話の呼びかけの集約性が強くなり、その分発話の効力も高くなる。一方、学生の中では、しっかり先生の発話を認知して受けとる人がいれば、聞き逃す人も無視する人もいると想定することができるだろう。つまり、上記の例(授業や講演会など)のような複数の準顕在的聞き手に対して発話を呼びかける場合は、発話がその分拡散するため、発話の呼びかけの集約性が弱くなり、発話の効力も低くなるわけである。また、(2)のような“Ratified”の判定基準に適合している潜在的聞き手が存在する場面においては、Sが、H₁に向けて発話を呼びかけつつ、その発話の伝達効果がH₂にまで拡散することを狙っているのであれば、H₂と比べてH₁のほうが発話の呼びかけの度合いが強くなる。

以上のように、発話を受けとることが求められる聞き手が複数存在する場面では、発話の呼びかけの集約性において、集約度合が強い部分（H₁）と弱い部分（H₂）という複層構造が形成されると捉えることができる。

5. 聞き手待遇に影響を与える範囲の境界線

上記の「聞き手」の分類をめぐって、さらに検討を要する重要な問題がある。それは、場面形成上の聞き手待遇に影響を与える範囲はどこまでで、また、その境界線引きの基準は何であるのかという点である。この問題に関するヒントは、前で触れた聞き手を分類する際の判断基準にあると考えられる。というのは、3.1.節で述べた“Ratified”の判断基準である「話し手と発話内力（illocutionary force）を形成する参加者として、会話の展開に関わることが許されているかどうか」にあるとここでは考える。“Ratified”の境界線を図に示すと次のようになる。

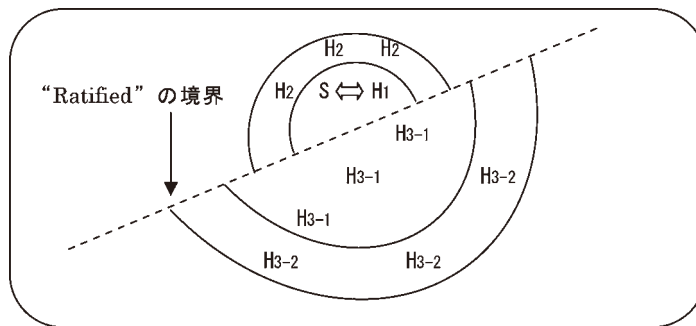


図3. 場面形成上の聞き手待遇に影響を与える領域の境界線

要するに、話し手が「聞くことを認める」ということは、同じ話題を共有することを認めるということになり、その領域内に存在する聞き手（H₁, H₂）に対しては、どうしても注意を払う必要がある。それでは、“Ratified”の境界線内において、どこに配慮の重みを置けばよいのか、何によって配慮すべき領域の範囲が設定されるのか、また、その領域の拡張と縮小によりどのような語用論的效果が導き出されるのだろうか。こうした点に関しては、また機会を改めて詳しく論じることにする。

以上のように、発話の受け手をどこまでに設定するかは、発話の伝達者である話し手によって決まってくるわけであり、話し手の想定領域内にある H₂ までが、聞き手待遇表現の選択に影響を与えると捉えることができる。例(1)の場面のよう、発話を受け取るべき存在でない潜在的聞き手が公然と会話に参加することもあるとはいえども、（一部の特殊な場面を除いては）発話内力が形成される相手として想定されていない盗み聞く人や偶然聞く人にまで配慮することはまずないだろう。

このように、場面形成上の聞き手待遇における待遇表現形式の選択、つまり、常体か敬体かという待遇レベルの調整において、顕在的聞き手のみならず、発話の受け手として想定されている潜在的聞き手が及ぼす影響も大きいと見ることができる。このような点に関して、Bell (1984) は、話し手によるスタイルの調整は、トピックや場面よりも聞き手の方が大きい影響を与えると主張している。また、藤原 (2000: 64) では、話し手は、話しかけている聞き手のみでなく、話しかけていない聞き手にも配慮するので文体が変わると述べている。つまり、文体の変化は聞き手を区別することで、これを場面の（改まり度の）変化ではなく、場の構成者の変化であると解釈できると捉えている。

ここで注意を喚起しておきたいのは、日本語における待遇レベルの転換の要因を「聞き手を区別すること」だけに限定して捉えると、説明が困難になる場合があるという点である。例えば、お母さんと子供と2人きりのプライベートな場面で、お母さんが子供に対して「だめです!」としつけをしたとしよう。社会的構造に基づく客観的力関係において、優位にあるお母さんの丁寧語のマークによって、常体使用が無標であるはずの規範がやぶられている。こうした無標の解釈から逸脱した有標性を帯びる発話をどのように捉えればよいのだろうか。日本語聞き手待遇表現に言及するに際しては、「聞き手」の分類を詳細に行うことにとどまらず、「場面」の概念をより広く捉え、両者の関係性を追究する方がより有効ではないかと考える。この問題に関する詳しい言及は、またの機会に譲り、これ以上立ち入ることは見合わせておきたい。

6. おわりに

本稿では、場面形成上の聞き手待遇において看過できない重要な概念であるといえる「聞き手」の捉え方について述べてきた。本研究に先だって、呉他 (2011) では、話し手と直接会話のやり取りを行うけ顕在的聞き手と会話の場面に間接的にかかわる潜在的聞き手と2に分け、さらに、両者の大きな違いについては、話し手の発話を受けとるべき存在であるかどうかにあると、非常に単純な定義や分類にとどまっている。また、発話を受けとるべき存在とは何を意味するのか、十分な検討が行われていない。こうした問題点を補うため、本稿では、「聞き手」をより細かく分け、その分類の判断基準における根拠を明確に示した。とりわけ、本研究における「聞き手」の分類で注目すべきは、先行研究の問題点として指摘した“Ratified”の判断基準、つまり、「聞くことを認められる」が意味するものはなにかを明確に提示したという点である。なお、これは、場面形成上の聞き手待遇に影響を与える範囲の境界線引きの基準となるという点で、日本語聞き手待遇表現選択についての言及において、語用論的に極めて重要な意味を持つと考える。

(お てぎゅん・言語文学専攻)

参考文献

- 呉 泰均・加藤重広 (2011) 「丁寧体選択における聞き手待遇性と場面性の関係」『日本語学会 2011 年度春季大会予稿集』pp.107-114, 日本語学会 (2011 年 5 月, 於神戸大学).
- 加藤重広 (2004) 『日本語語用論のしくみ』研究社.
- 藤原安佐 (2000) 「『聞き手』概念の整理と区別 ——『聞き手敬語』選択に関連させて ——」『日本語教育』105-4, pp.61-70.
- Bell, Allan. (1984) “Language style as audience design”: *Language in Society*, 13-2, pp.145-204.
- Goffman, Ervin. (1976) “Replies and responses”: *Language in Society*, 5, pp.257-313.
- H. H. Clark. (1996) *Using language*, Cambridge University Press.

付記

本稿の執筆にあたり，博士論文の指導教官である加藤重広先生をはじめ，北大言語情報学講座の先生方々に貴重なご指摘・ご教示をいただきました。深く感謝申し上げます。